

解答 ②

(1) 正解 d

明治31年に成立した旧民法により、制度が大きく変わりました。旧民法には、現在の民法にはない「家制度」がありました。これは、時代劇に登場する武士の家庭のイメージに近いもので、祖父や父親といった戸主（こしゅ）が、家族の婚姻について同意権をもつなど家族を統率する権利が認められていました。そして、「家」に所属する者は、「家」の氏を名乗ることとされ、婚姻をする際には、妻は夫の「家」に入ることとされました。つまり、妻が婚姻により、夫の「〇〇家」に入る、その結果、妻は「〇〇」という夫の「家」の氏を名乗るという制度に変わったのです。これが、日本で夫婦同姓が法律で定められた最初の事例です。

と紹介されていたのでdが正解である。

- a. 「江戸時代には農民・町民には氏の使用が認められていなかった」と紹介されている
- b. 「当時は女性は結婚すれば専業主婦となり、家庭内において家事、育児をするという夫婦が多かったことから、女性が婚姻により氏を変更しても不都合が少なかったため、問題があるとは考えられませんでした。」とあるので、女性差別的な意味合いはないと言える。
- c. 敗戦後には夫婦別姓の議論は盛り上がっていない。

(2) 正解 a

簡単な問題だろう。講義では「女性の社会進出が夫婦別姓の議論を盛り上げた」と紹介されているので、b,c,dはいずれも直接の原因となったと言える。Aは議論が盛り上がった結果できた法律であって、原因ではない。

(3) 正解 d

しかしながら、伝統的な家族のあり方を重視する保守層からの反対が根強く、20年近くたった現在でも民法改正には至っていません。

と紹介されているのでdが正解である。aは引っかけで、軽視しているわけではない。

(4) 正解 d

3名の女性裁判官による少数意見は、ほとんどの夫婦で妻のみが氏を変更することによる負担を受けており、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないとして、民法の規定は憲法24条に違反するとの判断したのです。

と紹介されているので憲法24条の条文が正解である。aは13条、bは14条、cは9条である。

(5) 正解 d

しっかりとデータを聞き取って理解していれば簡単だろう。

20代、30代、40代では、男性より女性の方が選択的夫婦別姓を認めても構わないと回答した割合が高くなっており、20代女性では53.3%と過半数を超える割合となっています。これから結婚をする、あるいは結婚をしてそれほど時間がたっていない世代の女性が、このような意見を持っていることは軽視できないでしょう。

とあるのでdが正解である。

(6) 正解 b

①「氏の変更を強制されない自由」を侵害し、憲法13条に違反しないか、②96%以上の夫婦が夫の氏を選択しており、ほとんど女性だけに不利益となっていることから法の下での平等を定めた憲法14条1項に反しないかなどといった争点がありました。

とあるので、bが間違っていることがわかる。

(7) 正解 a

まず、①「氏の自由を変更されない自由」という点について、最高裁は、そのような自由が憲法上の権利として保障されているとまではいえないと判断しました。……②法の下での平等に反しないかという点ですが、最高裁は、民法では夫または妻の氏をどちらかを選ぶこと、どちらを選ぶかは夫と妻の話し合いで決めるということが定められているだけで、法律上は差別的な取扱いはない、現実に夫の氏を選択する例がほとんどであるとしても、それは民法の規定の仕方によって生じた結果ではない、として法の下での平等にも反しないと判断しました。

とあるのでb,c,dはいずれも正しいとわかる。aはそのようなことは述べられていない。

(8) 正解 b

a. Anti-communism 反共産主義

→ 共産主義に反対する思想や運動のこと

b. Individualism 個人主義

→ 国家や社会の権威に対して個人の権利と自由を尊重することを主張する立場

c. Collectivism 集産主義

→ 公共の福祉のために中央集権的な統制の必要を強調する信念

d. Totalitarianism 全体主義

→ 個人の全ては全体に従属すべきとする思想または政治体制

よって、b がもっとも適切だと言える。

(9) 正解 b

消去法で考えよう。

a. 豊富な海外事例を紹介して、日本の事例と対比しつつ内容を深めている。

→ 海外事例は最後に少しだけ触れられただけであるので正しくない。

c. 主に社会調査のデータを根拠として、意見を構築している。

→ データは紹介されたが、それを根拠にして意見を作っていない。

d. 終始、法律的な根拠から話を進めている。

→ 歴史的な話や、社会調査のデータを含んでいるため、そうは言えない。

よって、b が一番無難だと言える。

(10) 正解 d

まず理解していただきたいのは、法律というものは、あくまで人間が作ったルールだということです。自然法則のように不変のものではなく、唯一の正解があるものではありません。その時代、その国にどのようなルールがふさわしいかを考え決めていくもので、時代に合わなくなった法律は改正されます。夫婦別姓についても、夫婦や家族のあり方についての社会全体の意識が変化すれば、それに合わせたルールが作られる可能性は十分にあります。

そして、社会の意識、国民感情が変わり、そのような状態が長く続けば、法改正を求める声が大きくなり、反対する声は小さくなっていくでしょう。

と触れられていたので、d がもっとも適切だと言える。b は引っかけで、特に社会調査を重視せよとは講義では述べられていない。